

横須賀市勤労者生活資金融資要綱

(総則)

第1条 本市に居住し、又は本市の事業所で働く勤労者の生活の安定に資するための生活資金の融資については、この要綱の定めるところによる。

(貸付融資の対象)

第2条 生活資金の融資を受けることができる者は、次のいずれかに該当し、かつ、償還能力のある者とする。

(1) 本市に住所を有し、又は本市内の事業所で働く者であって、融資の申込日において同一事業所に1年以上勤務するもの

(2) 本市に住所を有する者のうち、引き続き同一事業を3年以上行い、かつ、労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とするもの

(融資の内容)

第3条 融資を受ける生活資金の用途は、次に掲げるものとし、生活資金の融資に係る融資限度額、融資利率、融資期間、償還方法等の条件は、中央労働金庫の支店（以下「取扱金融機関」という。）と協議の上、別に定めるものとする。

(1) 本人又は同居の親族の所有する家屋を解体するための資金

(2) 本人又は同居の親族の医療のための資金

(3) 本人又は同居の親族の出産のための資金

(4) 本人又は同居の親族の特定不妊治療又は不育症治療のための資金

(5) 親族の介護のための資金

(6) 本人又は同居の親族が耐久消費財を購入するための資金

(7) 本人又は同居の親族の冠婚葬祭のための資金

(8) 本人又は本人が養育している者の教育のための資金

(9) 本人又は同居の親族が賃金遅配又は欠配により、生活のために必要とする資金

(10) 本人が居住する家屋の増改築又は太陽光発電設備を設置するための資金

(11) 本人又は同居の親族が育児休業又は介護休業により、生活のために必要とする資金

(融資の方法)

第4条 融資は、市が神奈川県内に存する取扱金融機関に資金を預託して行うものとする。

(借入の申込み)

第5条 融資を受けようとするものは、取扱金融機関にある所定の融資申込書

及び取扱金融機関の指定する書類を添えて、取扱金融機関に提出しなければならない。この場合において、教育費の資金を必要とするときは、その資金の用途を確認できる書類を添付するものとする。

(融資の決定)

第6条 取扱金融機関は、前条の規定により、融資の申込みを受理したときは、直ちにその内容を審査し、融資を決定した時は、取扱金融機関の定めるところに従い、速やかに融資を行うものとする。

(金融機関の報告)

第7条 取扱金融機関は、毎月末日現在の貸付け状況を横須賀市勤労者生活資金融資状況報告書(別記様式)により作成し、翌月25日までに報告しなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、取扱金融機関の融資状況を随時に調査し、又は報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）横須賀市長

取扱金融機関

印

横須賀市勤労者生活資金融資状況報告書（ 年 月分）

1 融資状況

区分 \ 項目	新規融資		本月分融資累計		月末現在高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
横須賀支店						
その他						
合計						

2 用途別内訳

区分 \ 項目	新規融資		本月分融資累計		月末現在高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
家屋解体資金						
医療資金						
出産資金						
特定不妊治療・ 不育症治療資金						
介護資金						
耐久消費財 資 金						
冠婚葬祭資金						
教育資金						
貸金遅配・欠配 資 金						
リフォーム 資 金						
育児・介護休業 資 金						
合計						